

第 5 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 3 日)

平成 2 2 年 6 月 2 3 日 (水 曜 日)

議 事 日 程

平成 2 2 年 6 月 2 3 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議

1. 開 議 宣 告

日 程 第 1 一 般 質 問

通 告 順	議 席 番 号	氏 名	質 問 事 項
9	3	大 森 正 治	1. 「すくすく子育て支援医療費助成」の拡充を 2. 住宅リフォーム助成で地域経済の活性化を
10	1	竹 口 大 紀	1. 町営住宅の今後 2. 町長交代で滞っている案件 3. 子どもの髄膜炎予防
11	10	岩 井 美 保 子	1. 町民の思いが町長にしっかりと届いているか

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議 事 日 程 に 同 じ

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番	竹 口 大 紀	2 番	米 本 隆 記
3 番	大 森 正 治	4 番	杉 谷 洋 一
5 番	野 口 昌 作	6 番	池 田 満 正
7 番	近 藤 大 介	8 番	西 尾 寿 博
(9 時 3 4 分 遅 参)			
9 番	吉 原 美 智 恵	1 0 番	岩 井 美 保 子
1 1 番	諸 遊 壤 司	1 2 番	足 立 敏 雄
1 3 番	小 原 力 三	1 4 番	岡 田 聰
1 5 番	椎 木 学	1 6 番	鹿 島 功
1 7 番	西 山 富 三 郎	1 8 番	野 口 俊 明

欠 席 議 員 (な し)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 柏 尾 正 樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	森 田 増 範	教育長 ……………	山 根 浩
副町長 ……………	小 西 正 記	教育次長 ……………	狩 野 実
総務課長 ……………	押 村 彰 文	社会教育課長 ……………	手 島 千津夫
中山支所総合窓口課長 ……………	澤 田 勝	幼児教育課長 ……………	高 木 佐奈江
大山支所総合窓口課長 ……………	岡 田 栄	学校教育課長 ……………	林 原 幸 雄
企画情報課長 ……………	野 間 一 成	税務課長 ……………	小 谷 正 寿
建設課長 ……………	池 本 義 親	農林水産課長 ……………	山 下 一 郎
水道課長 ……………	坂 田 修	住民生活課長 ……………	中 田 豊 三
福祉介護課長 ……………	戸 野 隆 弘	観光商工課長 ……………	福 留 弘 明
保健課長 ……………	斎 藤 淳	人権推進課長 ……………	門 脇 英 之
農業委員会事務局長 ……………	近 藤 照 秋	地籍調査課長 ……………	種 田 順 治
教育委員長 ……………	伊 澤 百 子		

午前 9 時 3 0 分 開会

開議宣告

○議長（野口俊明君） おはようございます。ただ今から、三日目の定例会を開会いたします。ただ今の出席議員数は 17 名、17 人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

日程第 1 一般質問

○議長（野口俊明君） 日程第 1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。
3 番 大森正治君。

○議員（3 番 大森正治君） はい、議長 3 番。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3 番 大森正治君） おはようございます。2 日目の 1 番手ということで、爽やかな質問をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

今回わたしは、町民の皆さんの暮らしを応援する、ふたつの提案をして、町長の考えをお伺いしたいと思います。

まず 1 点目ですけれども、まず一つ目の質問でございますが、「すくすく子育て支援医療費助成」の拡充をと、そういうテーマで子どもの医療費の助成について質問をいたします。

わが大山町では、子育て支援政策の一つとして、2008年度、平成20年度から、通院、入院とも、中学校卒業まで、一部負担金を除く医療費の2分の1を補助する事業が、事業に拡充され、さらにですね、新町長になられた、森田町長になってからですけども、昨年6月からは、その2分の1の補助から、全額補助に拡充されたところですよ。

これにともなって、「すくすく子育て支援医療費助成」事業を利用される件数が、増加しております。担当課の資料によりますと、平成20年度は550件だったんですけども、それが昨年の平成21年度には840件と、1.5倍の利用件数になっています。

この増加の要因ですけども、担当課の方ともちょっと話ししまして、「さあなんでしょうね」ということでしたけど、はっきりした言い方はできないけど、ということでしたが、わたしも思いますのに、全額助成になって、申請者が増えたこと。ひとつあるんじゃないかなと思います。また、医療機関にかかる自己規制が減って、早めの受診が増えたことが、考えられるんじゃないかというふうに思います。この子どもの医療費助成の拡充によって、保護者の皆さん、本当に喜んでいらっしゃると思います。わたしが聞いた範囲でも。さらにこの事業を拡充していくこと、それは子育て支援の一環として、非常に重要で意義あることとわたしは思います。それは、大山町に住んでよかったなあと、大山町で子育てする喜びを、実感してもらえらるからであると思います。

そこでですね、この「すくすく子育て支援医療費助成」事業をさらに、前に進めるためにですね、現行では申請方式になっています。医療費、医療費代が、つまり、償還払い方式から医療費受給を証明する資格証を医療機関の窓口に表示するだけで助成が受けられるように改善すべきだと考えます。保護者にとっては、申請に行く手間が省けるわけですから、保護者に歓迎されることは、受け合いだと思います。このことを、1点目の提案として伺いたいと思います。

そして、ふたつ目、2点目の提案としてですね、小学校入学前までの特別医療費助成、これがありますけども、この特別医療費助成も含めてですね、現行の一部負担金、つまり通院では1カ月まで1回530円。それから、入院が1日1,200円、これ負担されているわけですけども、この負担金をゼロにしてですね、完全に全額助成するということです。これを実施しても、町の財政的な負担は、僅かでないかなというふうに推測できるわけです。この完全助成することに対しては国からの規制があるようですけども、それを排除しても、実施する価値がわたしは十分あると考えますが、町長、いかがお考えでしょうか。以上、2点について、この「すくすく子育て支援医療費助成」拡充をということで、町長の所見を伺います。

(近藤大介議員 9時34分遅参)

○町長(森田増範君) 議長。

○議長（野口俊明君） 町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい。おはようございます。そうしますと、2日目のトップバッターということで、大森議員さんの「すくすく子育て医療費助成の拡充について」ということにつきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

本町の子育て支援医療費助成の取り組みにつきましては、先ほど述べられましたとおり、現在では、小・中学生の医療費を一部負担を除いた全額を助成して、子育て世帯の負担の軽減を図ってきたところでございます。ご質問の趣旨は、その制度の改善なり拡充についてのご提案でございました。それぞれお答えをさせていただきと思えます。

まず1点目の、特別医療費助成制度と同様に資格証の提示により、受診の際に窓口での支払いをしなくてもよい方法にできないかという提案でございました。

県の制度であります特別医療費助成制度では、県と医師会、社会保険診療報酬支払基金、また国民健康保険団体連合会等との契約によって、県内の医療機関については、資格証の提示で受診できるようになっております。

町でも、利用される方の利便性を図るため、この方法を検討したことがございます。しかし、これを町単独で行うには、町が医師会あるいは個々の医療機関、合わせて各保険者と契約をしなければならないところでございます。特に医療機関との交渉と契約に係る事務は、単町では相当に困難合わせて膨大な事務と業務となるところでございます。

また、社会保険診療報酬支払基金につきましては、町で資格証を発行した場合の対応を行うことが可能とのことでしたけれども、国民健康保険団体連合会につきましては、対応できないということでございます。このようなことから、資格証の仕組みを単町で導入することは、現実的に困難であると判断をしているところでございます。

ところが現在、鳥取県では、来年度から特別医療制度での対象を小中学生まで拡大する案を示され、市町村に意見を求めております。もしこの案により実施されるということになりますと、現在、単町で行っております医療費助成の部分が、そのまま特別医療費助成制度でカバーされることとなり、資格証の問題も合わせて、解決されることになると思っております。

報道でも伝えられておりますけれども、平井県知事さん、この拡充案の提案にあたり、「助成制度を全国のトップレベルに引き上げたい」と、実現に向けて意気込みを示しておられるところでもございます。

もちろん大山町は、県の示した案に賛同する形で、賛同する立場で、協議に臨んでいるところでございます。議員さんのご提案が、特別医療費助成制度の拡充という形で実現できますよう、町としても尽力していく所存でございますので、ご理解を賜りたいと思えます。

次に、質問の二つ目でございます「特別医療費助成も含めて、一部負担金をゼロにし、全額助成をすべきと考えるか、どうか」ということについてでございます。

鳥取県の特別医療費助成事業では現在、通院につきましては医療機関毎に1日あたり530円、月4日分の2,120円を上限として、また入院につきましては、医療機関毎に1日あたり1,200円が、それぞれ一部負担となっているところでございます。町の助成事業でも、これと同じ負担をしていただくようにいたしているところでございます。

町といたしましては、適正な受診により、制度の円滑な運営と維持を図るという観点から、基本的に受けられた医療サービスについて、ある程度の負担をしていただくことは必要であろうと考えているところでございます。そのうえで、現在の特別医療費助成事業での負担額、またこれに合わせております町の事業での自己負担額を考えてみますと、これは最小限の自己負担分として、妥当な範囲内であろうと認識をいたしているところでございます。ご理解を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） えっと、1点目の点についてですが、資格証のようなものを提示するだけで、いいのじゃないかということに対して、わたしはちょっとその今の説明の中で、かなり細かい詳しいことがあって、専門的なことがあって、分からない部分があるのですけども、もうちょっとこう詳しく説明していただければありがたいですが、ちょっと理解できないんですよね。その資格証の仕組みを単町で導入することには、現実的に困難であるっていうのが、分からないのですよね、その前に縷々説明されましたけども、単純に考えればですね、今のその単町でやっている「すくすく子育て医療費助成」のほかに、特別医療費の助成がありますよねえ。これ就学前までの。特別医療費助成、特別医療受給資格証、まあ、小児等というのがあって、これ、色々な方の場合があるようなんですけども、これを提示するだけで、窓口であのまあ一部負担金を払うだけで、あとは申請しなくてもいいわけですよええ。これはできるのに単町でやるこの「子育て医療費助成」の場合には、できないというのはよう分からないんですけども、もうちょっとそこを詳しく説明していただけないでしょうかね。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 大森議員さんの質問に詳しくということでございます。担当課長の方から、述べさせていただきたいと思えます。

○福祉介護課長（戸野隆弘君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口俊明君） 戸野福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸野隆弘君） 今のご質問にお答えをさせていただきます。困難点という点でございますけれども、通常多くの医療機関を対象とする依頼につきましては、まず医師会にお伺いを立てて、そこでご了解をいただけましたら、医師会を通じて協力医療機関を募っていただくと、その後協力をいただけるという医療機関については、町の方から個々に説明とお願いに行く必要がございます。昨年の新型インフルエンザの予防接種のように、市町村がですね、まとまって、ある程度統一した内容で交渉できますときは別としまして、単町で個別のことで、例えば新規の予防接種を始めるようなときには、仮に契約を医師会がしていただくということになりましても、先ほど言いましたように、個々の医療機関への説明は必要になってまいります。

その際、医療機関を通じた場合にですね、どここの医療機関ということ町で指定することはできません。あくまで医師会が募られて手を挙げられたところにすべて対象にさしていただかなければならないということになります。新型インフルエンザの予防接種がこのたびあったわけですが、その時には内科と小児科を中心とした医療機関でしたけれども、西部医師会内だけで100近く、まあ大山町の場合は中部医師会内の医療機関の利用もさしていただいております。

これが小児の医療ということになりますと、歯科医とか皮膚科、耳鼻科、眼科、これらの医療機関も加わりますので、相当の医療機関の数になります。そういう意味で、この業務については、そういう形をとった場合に、非常に単町では困難性があるということです。

また、医師会を通じずにですね、例えば町内ですとか、一部の医療機関にお願いしてするという方法もございます。その場合は、町内と大山町の場合は、中部の医療機関も一部必要かと思っておりますけれども、あの通常は、個別にするときにはそうする場合、しておりますけれども、この小児の医療機関の場合ですね、多くは専門の小児科とかですね、皮膚科、眼科、耳鼻科とかそういうところの受診が多い実態がございます。あの、ちなみに町内の診療所だけで、対応できないかということ検討したときがありますけれども、実際に受診をされている方は、一割もないという状況でございましたので、そういう一部の医療機関を限定としても難しいということですので、始めに言いましたような、方法を取らざるを得ないということでございます。

それと、先ほど町長の答弁の中でも、答弁でありましたけれども、この医療費の支払いその決裁につきましては、社保の支払い基金なり、国保連を通じることになりますけれども、国保連の方では、その単町での扱いは困難であるということがありますので、実質上困難という結論を持っております。以上でございます。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 最後に言われたその国民健康保険団体連合会、国保

連合会が対応できないというふうに言っているのはなぜかというのがよう分かりませんが、このへんも突破しようと思えばできるのかなと思うのですが、結局要は、今話聞きまして、まあ大変だから業務が非常に大変だからこらえてごせと、いうふうに聞こえるんですが、これはその気になれば、できるということではないかなというふうにわたしは思うのですけどもねえ。どうでしょうかねえ。まあ、県内確かに沢山の医療機関があります。町内の方が利用されるのは、そんな全県ではなくて、まあ西部、米子、ねえ管内だとは思っているのですけども、西部医師会との話し合いで、そのへんはできるんじゃないかなと思うのですが。

実はですねえ、これを実施している自治体もあるわけですよ。あるわけなんです。わたしの調べたところでは。県内ではないのかも知れませんが、これ県外になりますけども、岡山県の真庭市の場合なんですよ。ここには乳幼児・児童・生徒医療費受給資格者証っていうのを提示すれば、ここはさらに進みますね、一部負担金の割合も無料と書いてあるのですよ。まあ、大山町の場合は、かなり拡充もされて評価するところなんですけども、まだそういう一部負担金、今のさっきの入院1,200円、それから入院外5,000、いや530円ってあるわけですが、真庭市の場合は無料と、一部負担金無料となっております。聞いてみたらわたし、これあの合併時の市長さんの公約にあって、これをやったんだということでした。ですから、その気になればできる。やる気の問題でないかというふうに思うんですよ。町長、そのへんで努力するお考えはないのかお伺いしたいと思います。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 大森議員さんの方から、えっとまあ最終的に町長のやる気かという質問かなと思っておりますけれども、やる気の問題と負担の問題、ある程度の一定のご負担をいただくということについてのやはり基本的な姿勢は、わたしは必要でないかなと思っております。まあ、やる気があるから色々な施策をさせていただいておるわけでありまして、その点についてはご理解を願いたいと思っておりますけれども。ほんとに無料がすべていいのかなあという問題があります。医療の関係で行かれる方のなかで、ほんとに無料であるから、ちょっと行ってみようかということにひょっとしてなるようなきっかけになる、これもある面ほんとにそれがいいのかなあという観点もあったりするのかなあと思っております、やはり必要最小限のご負担ということはいたくなかで、医療にかかっているということが、わたしは基本的には大切でないかなと思っております。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） はい。あの、今わたしが質問しているのは、I点目

のことでして、今の負担については、2点目として、またこのあと質問しますけれども、このこういう資格者証を作成してね、これを提示するだけで、あとでまた役場に申請に来なくてもいいじゃないかなっていうことなんですよ。これ資格者証の発行というのが、可能ではないかということなんですよ。その気になればできるんじゃないかということ、わたしは言いたいんです。その手間が省けるだけでも、保護者は、やっぱりありがたいと思われまして、さっきのその受診抑制ということが、起きる可能性もありますよね。ああ面倒くさいなあとかねえというようなこと。まあこれちょっと、あとで一部負担金のところでまた言いますけども。そのことでわたし質問しているんです。事務的な膨大なこの業務がどうなるということなんですけども、その利用者のこと考えたら、子育てっていうことを考えたら、それぐらいのことはできないのかなと、まあ大変だと思いますよ。そう簡単に言うけども、大変なことだよ、大森さんなに言っとうだと、言われるかも知れませんが、そこが行政の手腕、見せどころではないでしょうか。それによって町民の皆さん、保護者の皆さんが喜ばれるなら、これ以上の喜びは行政にとってもないじゃないでしょうかねえ。

これは、ほんとに小さなことだと思うんですけども、なぜそれができないのか、こういう資格証を出すことができないのか、特別医療の方には受給の資格証が発行できているのに、こっちはなぜできないのかっていうのがよく分からんですけども、まあ単町でやっているからということなのかなどどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。それも。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい。大森議員さんの方から、よう分からんということでございますので、その点について、事務方のほうで色々と検討しているところでありますので、担当課のほうから述べさせていただきたいと思います。

○福祉介護課長（戸野隆弘君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口俊明君） 戸野福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸野隆弘君） 先ほど、理由を1点、2点申し上げましたけども、あの別なですね、問題点もございまして、いわゆる付加給付金とまあ言っていますけども、他の保険者の一部ですけども、関係で、保険者のほうから、治療について付加給付金として支給される場合がございます。また、あの児童あるいは保育、まあ児童、小・中学生については、学校の保険等にも入っておりますが、そちらからの給付もございまして、これらについては、そういう給付の金額が確定するのが、しばらく時間がかかります。長いものでは3カ月、4カ月あるいは半年ぐらいかかります。治療に日にちがかかって、そしてその後と、ということになります。ですので、もし受給証等でですね、その場でお支払いがなくなると、通常の

医療費をすくすくのほうでお支払いしてしまうと、あとでそちらのほうの精算とい
いますか、それが出てくるということと、それと受給証、あつ、資格証、すくすく
で例えば資格証を作つてするということになりますと、特別医療と他の、失礼しま
した、他のお支払いと同じように、町からの医療費の支払いは、保護者の口座のほ
うに振込みということになりますけども、それらについても事前にすべての方に登
録をしていただかなければならないということで、なつてきますので、そういうよ
うな、結果的には利用されない場合もある方についても、事前にすべての方に登
録をしていただくようなことで、かえつて保護者の方のご負担が出てくる場合もある
ということもありまして、そういったようなことも含めて、ちょっと現実的に難し
いのではないかというふうに判断しているところでございます。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） はい。えらい後ろ向きなんですけども、前向きにな
つてもらえないようですが、本当に忙しい中ですから、そういうことはこらえてご
せという気持ちも分からんでもないですが、でも、いいことはやっぱり積極的にや
つて欲しいなと思うんですよね。現に、いま例に示しました真庭市の場合があるわ
けですから、ちょっと調査してみるとか、ここで聞いて研究してみるとか、つて
いうことは十分価値あることだというふうに思うんですよね。そういう考えはない
でしょうか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい。大森議員さんの思いは、感じることは分かります、
できますけれども、現在こうして取り組みを進めております制度について、それぞ
れ利用していただく方々も多いという状況もあります。制度を変えてというなかで、
非常に事務の煩雑さ、あるいは職員へのさらに色々な業務の拡大、逆にもっともつ
と人員を減らしてでもいかなければならないだないかというように、ご指摘をいた
だいたりという状況もあったりするなかでありますので、色々なご意見はあろうと
思いますけれども、総合的に判断しながら、できること、できないこと、決めてい
かなければならないではないかなと思っております。全国の中で、そういった取り
組みをしておられるところがあるということでございますので、参考にさせていただ
く場合はあろうかと思っておりますけれども、現在、県のほうでもこうした特別医療制
度拡充という取り組みも検討なされている現状でありますので、その状況を見守り
たいなと思っておりますし、支援をしっかりとしていきたい、いきたいなと思つて
おるところであります。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） はい。まあ、研究するぐらいはできるじゃないかなというふうに思うんです、思います。若干、今町長の話の中にもその思いが入っていたように思うんですけれども、もうちょっと前向きにね、研究してみてもいいものならやってみようかというふうに、やっていただきたいと思うんですが、まあそのことを期待してね、そのふたつ、2点目の質問のほうに行きたいんですけれども、一部負担金、1回530円通院の場合、入院1,200円ですね。ちょっとこの負担金、この額の根拠というのはですね、なに、どこから出ているのでしょうかね。ちょっと説明していただきたいと思います。ちょっと、基本的な質問になりますけれども。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい。冒頭にも述べさせていただきました。また、詳しいところは、担当課のほうからも述べさせていただきたいと思いますが、県の特別医療制度、助成制度がございます。これを町として、拡充をしていくと、制度として充実させていくという捉え方のなかで、進めていた経過がございます。詳しいところにつきましては、担当課のほうから、述べさせていただきます。

○福祉介護課長（戸野隆弘君） 議長。福祉介護課長。

○議長（野口俊明君） 戸野福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸野隆弘君） 個人負担金の根拠は、というご質問にお答えをさせていただきます。

〔「あっ、あの特にまた額も。」「額もなんでこの額になっているか。」と呼ぶものあり〕

○福祉介護課長（戸野隆弘君） この額につきましては、現在入院1日あたり1,200円、通院1医療機関1日につき530円ということになっております。これは、県の制度に合わせておりますが、この県の特別医療費でなぜこの金額か、ということで説明をさせていただきます。県の医療、特別医療費制度は、昭和48年から始まっておりまして、当初は一部負担なかったのですが58年の、から一部負担が導入されております。その時に、老人医療費に準拠するということが決められたものであります。当初老人医療費は、年度、年度見直しがありまして、年によって毎年のように変わっておったようでございますけれども、平成11年から、現在の金額に老人医療費のほうもなっていてそれが続いております。しかし、平成13年からですね、老人医療費のほうは、定率の1割負担になりましたので、それまで変動しておった老人医療費に合わせるということができなくなりました。で、県のほうとしては、その時点で使っておりました今の金額をそのまま固定をして、現在まで、その金額が続いておるということでございます。以上が、この金額の根拠となっております。

○議員（3番 大森正治君） はい。議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 老人医療費に準拠するということですので、それが1割負担になったので、じゃあ1割に、ぐらいにもできるのかなあと思うのですが、ということは、この530円、1,200円の根拠はちょっと高いわけですよ。1割よりもねえ。そうすると、老人医療費に準拠するなら、その1割の部分ぐらいまで、下げることができるんじゃないかなというふうに思うんですよ。というふうに、どうしてもねえ、負担をこのお願いせないけんって言われるなら、限りなくゼロに近づけるといふ努力は、できるんじゃないかなと思うんですよ。それはどうですか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 町のほうの事業を、進めてきた経過もございまして、担当課のほうから、その経過も含めて、述べさせていただきたいと思っております。

○福祉介護課長（戸野隆弘君） 議長。福祉介護課長。

○議長（野口俊明君） 戸野福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸野隆弘君） あの、町が決定できますのは、町の医療費助成でありますので、町の医療費助成につきましては、その県の制度の上積みと、上乘せという考え方をしておりますので、県の特別医療の制度よりも、個人負担を少なくするというところは考えにくいところであります。ですので、実際県内の町村でも助成をしております、市町村が今多数ありますけれども、すべて県のこの金額に合わせた助成、大山町のように全額ではなく、半額等ということで一部の負担、あの大山町よりも助成は少ないところありますけれども、金額については、県の基準に合わせておるといふ状況ですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） はい、結局はあの、あれですねえ、財政的な負担が大きくなるから、無理だということではどうもないようでして、そういう発言は全然ないですから、結局色々制度的な問題、手続き的な問題、県との関係、そのへんにあるようですので、総合的に考えれば、これはなんとかクリアできる可能性のある課題ではないかというふうにわたしは、考えましたがね。まああの、わたしも聞いてみますように、先ほど答弁もあったように、平井知事が来年度からは、小・中、中学校卒業まで、医療費を無料にしたいと、一部負担金を除いて、というその検討に入るといふことがありまして、その実現性というの、あるんじゃないかなと思うんですけども、それが実現されれば、町としてそれに連動して当然されるわけですけども、それにならただけでは、ひとつもこのなんていうの、ひとつもというか、あまりおもしろくないですよ。町として、もうちょっとさらに進めた制度、県

よりもね、っていうことにならないのかと、今言いましたように負担金を少しでももっと低くする、あるいは思い切って無料にするということになれば、ああ大山町さすがだな、すごいなと、子育てがしやすいなということで、若い人が移ってくるという可能性もあります。単純にそうはいかないかも知れませんが、その可能性は少しでもやっぱり見つける、探求すべきだろうとわたしは思いますので、努力していただきたいんですが、最後に時間がありませんので、その点を伺ってこの質問を終わりますので、よろしく申し上げます。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい、繰り返しになりますけれども、大森議員さんの思いは分かりますけれども、先ほども一部負担金の件についても、お答えをさせていただいたところでございます。現在の状況が続けるなかで、県の拡充、制度の拡充に支援、尽力していきたいというぐあいに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議員（3番 大森正治君） はい。議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 次の質問に移らせていただきます。ふたつ目の提案です。住宅リフォームへの助成で地域経済の活性化をということです。長引く不況の下でですね、ほんとに地域経済は疲弊して、停滞した状態が続いています。当然、大山町でも例外ではないわけですが、例えばこういうことを見聞きしております。町内のあるこれ中小業者の組合でのことですが、その受注実績をちょっと聞きましたら、平成16年からの5年間で、受注件数それから金額とも半減しているという事でした。またね、ある町内の畳の製造業の方の話ですけども、いつもならこの夏、盆に向けては注文があるのに、今年はまったくないと、いうふうに嘆いておられました。これほんの一例ですけども、これを見聞きしただけでも、中小業者のこの仕事ぶりとか、暮らし向き、今はいかに大変かということが分かります。

そこで、こういう状態から早く抜け出して、地域経済に活力を取り戻すためにですね、自治体からの支援というのは急務ではないかというふうに、わたしは考えます。

そのひとつの対策として、住宅リフォームへの助成制度の創設を提案したいと思うんです。この住宅リフォーム助成制度というのは、個人が住宅のリフォームをする場合にですね、地元業者への発注を条件にします。そして、リフォーム代の一部を自治体が補助するという制度です。例えば、そのリフォームの内容ですけども、そのリフォームの内容は、例えばですね、屋根替えとか、屋根の塗装とか、あるいは畳替え、床替え、雨戸の更新、風呂やトイレなどの水周りの改修、あるいは店舗内の模様替えとか、借家にも適用している自治体もあるようです。そういう例が考

えられます。これによって住宅の改善を容易にします。そして、地元の中小業者への直接発注が行われるわけですから、仕事起こしにもつながって経済効果も高まるというものです。鳥取県では、耐震とか、バリアフリーとか、それから県内産木材の使用という、そういう目的を限定した助成を行っておりますけども、これと住宅リフォーム制度を組み合わせればね、さらに効果が高まるということが期待できます。

そこで、一つの例ですが、これ県内での例ですけども、この制度を導入しているのは、現在琴浦町だけのようなんですよね、県内では。その例を紹介しますが、琴浦町では、住宅リフォーム工事費の10%、そして上限を10万円として補助しています。昨年度からの開始しておりますが、先月の5月19日現在、約1年間ちょっとで、191件、1,380万円を助成しています。ところが、その経済効果っていうのは、3億1,000万円。なんと助成額の22倍にもものぼっているわけです。これだけの需要があるということは、住宅リフォームに二の足を踏んでいた人もあると思うんですけども、そういう人たちにも、助成制度によって、安心してリフォームに踏み切ったということでしょうかね。そういうことが考えられます。ですから、当然中小業者や町民から喜ばれているわけです。

業界の新聞で「全国商工新聞」っていうのがありますけども、その調べによりますと、これ全国の場合ですけども、今年3月31日現在で、住宅リフォーム助成制度を実施している自治体は、30都道府県の154の自治体にも広がっております。これ、昨年5月と比べまして、1.8倍に増えているということです。このようにですね、総合的に考えて見ますと、住宅リフォーム助成制度というのは、地域経済を活性化させる、住民にも喜ばれる、そういう制度としてですね、わが大山町にも導入する価値というのは十分あると、わたしは考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい。大森議員さんの二つ目の質問でございます、住宅リフォーム助成で地域経済の活性化をとということについてお答えをさせていただきたいと思います。

ご紹介いただきました琴浦町を始め、全国各地で類似をした制度、これに取り組んでおられるようでありまして、金額の問題はともかくといたしまして、住宅リフォームという新しい需要を生み出し、それを地元の小売り、小規模事業者の方に限って対応していくと、いうことの中での地域経済の活性化に大きく寄与する事業であるというぐあいには思っておりますし、認識をしております。本町でも中小企業者の皆さんの活性化に結びつくように、いくつかの独自の施策に取り組んで来たところでございますけれども、先ほど述べられましたようなこうした直接的に町内だけ

で通貨が流通する制度は、検討に私も値するものであるというぐあいに思っております。今後、本町での制度導入につきましても、もちろん財政の問題、あるいは対象になられます方々への公平性の問題、そういったことを勘案しつつ、研究をして、検討をして、いきたいというぐあいに考えておるところであります。今後とも、また相応しい事業等のご提言ございましたら、ご助言を賜りたいと思います。答弁に代えさせていただきます。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 非常に前向きな答弁だったというふうに思います。

これについてはですね、ちょっと紹介したいんですけども、さっきちょっと言いました「全国商工新聞」の中でも触れてあるんですが、これ最近の新聞ですけども、「仕事が増えてみんなが元気、トップは畳店、行政後押し。岩手県宮古市住宅リフォーム促進事業」という見出しで、宮古市の例が述べてあります。今、琴浦町の例もあったのですが、似たような反響があってるようでして、例えばここの宮古市の例ですけども、この4月からスタートしている制度ですけどね、当初500件5,000万円の予定を行政側はしたようですが、その予定が僅か2週間で431件の申請が出され、急遽500件を追加したと、6月議会で市はさらに1,500件を追加する予定で、計2,500件、2億5,000万円の予算規模になりますと。それぐらい金を出しても十分これは、皆さんの要望に応じていい事業だから、やろうということだと思っております。

そしてですね、この制度設計にあたって、市が苦心したのは、業者のニーズと市民のニーズを結ぶことと、制度の使い易さ、そしてお金の地域内循環だったと書いてあります。その宮古では、年間50億円の普通建設費があるんですけども、仕事の大半を請け負うのは、大手の建設業者、市内の業者は下請けに入るだけで、地域経済の活性化に十分つながらなかったからだと、さらにそのためですね、市内の中小業者が、元請になるような制度はできないかっということと、その役場内、あ、庁内で検討した結果、創設したのがこうだそうです。20万円以上の工事に10万円の補助をするという制度、これを考えた。そしてなんと、これがヒットしたというんですね。20万円以上に限ると。詳しくはまた、これ、参考にまた、してもらったと思うんですが、差し上げますので。そういうふうに、ほかのこれ例ですけども、非常に業者にとっても、またあの住民にとっても喜ばれる制度だと思いますので、是非積極的に前向きに進めていただきたいんですが、これを進めるとしましたらですね、具体的にどういう作業、まあちょっといま触れられましたが、必要でいつごろまで目途にできるのかということ、あの分からないでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい。大森議員さんのほうから、この制度についての紹介や、色々な、いつごろからかというようなご質問であったと思います。この事業につきましては多分、昨年あるいは一昨年あたりから、経済活性、経済危機対策の国の交付金事業、そういったものの絡みのなかで色々と各地で知恵を出されながら出てきた事業ではないのかなというぐあいには思っております。本町におきましては、そういった国の経済対策関係の交付金を使って、特に商工会のほうとの連携をとるなかでは、お買い物券の発行であったりとか、あるいは中小企業の方々への、どうしてもこう運転資金であったり、色々な形のなかでの資金繰りという形のなかで、融資に対する保証料の助成であったりとか、特に今年はお買い物券という形をとり、なくしましたけれども、緊急雇用という雇用対策ということで、県や町も含めての雇用対策という形での取り組みをしておる状況がございます。

まっ、そういったなかで先ほどご紹介のありましたこの住宅リフォーム制度、これまで取り組んできましたなかで、どうしても対象にならなかったのかなあ、あるいは少しこう対象外の方々にあったのかなあという感じもするところもございます。まっ、広くそういった経済対策を拡げていくなかで、検討をする、に値する制度ではないかなあというぐあいには思い、先ほど述べさせていただいたところでもあります。ただし、その制度を進めていくということになりますと、リフォームという形の言葉でくくってしまいますと、簡単ですけれども、建物ということになりますと、大工さんであったり左官さんであったり、あるいは水周りのことがあったりとか、いろんな関わりが出てまいります。どういったところに拡げていくのか、どういった資金が必要なのか、それこそ限られた財源の中で、今一生懸命知恵を絞りながら、町としての施策も講じさせていただいている、先ほどのすくすく子育て支援の関係、議員さんのほうからたくさんの方々の単町で積極的にやる気をもってやれと、いうメッセージ多いですけれども、限られた財源のなかでやはり優先順位であったり、今の状況を勘案しながら、取り組んでいかなければならない状況であると思っておりますので、色々ご提案をいただくなかで、研究をさせていただいたり、色々な調査をしたりして、あるいは県の、先ほど少し触れられましたけれども、県のほうからの22年度から木産材を使った建物であったりとか、そういう個人の住宅に対する制度等も出てきております。そういったことの絡めもですね、やはりPRしたりする事業の中では必要であろうと思っておりますし、その制度がほんとにまたすぐ使えるのかという問題もあります。ここは少し時間をやっぱりかけるなかで、研究をしていかなければならないというぐあいには思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） はい。あの、大山町ではね、これまでも小規模工事希望者登録制度を導入して、これ県内の自治体でも数少ないようですけども、やっぱりこの精神を生かしていただきたいと、それは十分に町長もあると思いますので、思います。積極的に他の例等もありますので、それを研究していただいて進めていただきたいということを期待して質問を終わります。

○議長（野口俊明君） これで、大森正治君の一般質問は終わりました。ここで休憩をいたします。再開は、35分。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（野口俊明君） 再開いたします。続きまして、一般質問、1番 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） はい。改めまして、おはようございます。今回の議会から、一問一答方式、質問回数が制限がなくなるということで、しっかりと政策論争をしていきたいと思っております。それでは、通告に従いまして、今日三つ質問をしたいと思っております。

まず、一つ目、町営住宅の今後についてです。中山地区に建設されました町営の若者向け住宅は、入居募集開始から約2カ月が経過しましたが、入居できる世帯数8戸に対して、現在半分の4世帯しか入居者がありません。金額面では、家賃が1カ月あたり2万円ということで、これが原因ではないというふうに思っておりますが、需要それから立地またPR方法、それから間取り、入居条件、それから町全体の施策など様々な原因があるのではないかと思っております。

そこで、次の3項目を質問したいと思っております。

まず一つ目、現在半分の入居しかないのは、何が原因だと考えておりますでしょうか。二つ目、この8戸を満室にするために、今後は何に力を入れていかれるつもりでしょうか。そして三つ目、今後、町営住宅を建設するにあたって、例えば公設民営などの方法、新しい方法は検討しないのか。以上3項目、答弁願います。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい。竹口議員さんの町営住宅の今後についてということにつきましてお答えをさせていただきます。

中山、町営のなかやま団地若者向け住宅でございますけれども、若い方々の定住促進の政策として計画をし、地域の活性化「若者定住」これを目的として、平成21年度事業として建設をいたしたところでございます。

「若者定住」の目的・効果をより高めるために、公営住宅法非適用住宅のリース方式により建設して3月末の完成、そしてそれに伴い、一次募集を4月8日から行いまして、受付期間を4月15日から4月23日の間で募集を行って6名の入居の

申し込みがあったところでございます。

一次募集入居の申し込み者の審査のほうを、大山町若者向け住宅入居審査委員会におきまして、審査を行い、入居の基準に適合いたしました5名を決定をいたしましたけれども、後日1名の入居の辞退があったために、結果といたしまして、一次募集では4名の方の入居が決定をいたしましたというところでございます。二次募集を5月の26日から6月9日の間で行って、1名の入居の希望がございまして、入居の手続きを現在行っているところでございます。現在4戸の入居と1戸の入居予定でございますけれども、今後は随時受付のほうを行うことといたしまして、PRも含めて広報に努めてまいりたいと思っております。

なお、募集にあたりましては、防災無線、町のホームページ、ケーブルテレビの3チャンネル、そういったところを利用して、PRを行っているところでございます。

まず、一番目の何が原因か、ということについてでございますけれども、入居の全戸入居にならなかった、その原因といたして考えられますのは、勤務地が米子市の場合に、どうしても通勤時間がかかったりしすぎる、そういったことによって、敬遠されているのかなあとことも推測できますが、現在募集開始後約2カ月経過をいたしておるところでありまして、今後そういった原因等について、調査し検討してまいりたいというぐあいに考えておるところであります。

二つ目の満室にするための、今後は何に力を入れるかということについてでございますけれども、引き続き大山町のホームページ、あるいはテレビの3チャンネル、そういった利用、そして状況によっては、Iターンの方・Uターンの方、そういった方々を含めた町内、町外の方々へのPR、これも検討し取り組んでいかなければならないというぐあいに考えております。

三つ目の、今後の町営住宅を建設にあたって公設民営などの方法は検討しないか、ということについてでございます。国や地方公共団体が施設を設置して、その運営を民間の企業・団体に代行させます公設民営方式は、学校や県民・市民活動サポートセンター、あるいは保育所、老人福祉施設、病院等において行われているところでございます。特に平成15年9月に、地方自治法が改正をされまして、公の施設に公の施設の管理に、指定管理制度が導入され、この指定管理制度を導入するか、といったこと、そういった面での、公設、公営にするか選択するうえでは、町営の住宅については町が管理するということによって、維持管理の軽減が図れるんじゃないかというぐあいに思っております。家賃の低減にそういったことによって、町営によることによっての低減に繋がるものというぐあいに思っておるところであります。特にこの町営住宅については、指定管理制度ということではなくって、町営での管理ということを、今取り組みを進めておるところであります。また、今後の町営住宅の建設計画につきましては、中山地区ではこの住宅の増設計画という

のは予定としてはございますけれども、他の地区での新たな建設計画というのは、現時点では持っていないというところがございます。以上であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） はい。今説明がありましたけれども、この若者向け住宅は、公営住宅法非適用住宅ということで、公営の住宅というのは通常住宅困窮者に向けて対する施策であると思っておりますが、この若者向け住宅は、その困窮に対する施策というよりは、町内定住者の増加を主な目的としているといったような説明であったかと思えます。で、その中においてですね、若者の定住という割にはですね、細かいちょっと事務的な話になりますけれども、入居に際して、町内の保証人がですね、別世帯で2名必要だということがあったり、まあこれは条例に明記されておりませんので、事務段階での問題かと思えますが、こういったことがですね、入居者が少ない理由にもなっているのではないかと思えますが、そういう細かいところを質問したいのではなくてですね、その町長の若者定住促進に対する思いが、役場組織の末端まで、伝わってないんじゃないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい。質問の趣旨が、十分ちょっと理解できないところがありますけれども、この取り組みについては、以前から、この若者向け住宅ということで施策を講じているところでありまして、その取り組みについても議員の皆さんのほうからも、ご意見をいただいたりするなかで、取り組みを進めております。当然職員のほうのこういった事業に取り組んでいくということについての、周知はあっておるといふぐあいに思っております。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） はい。今の意図はですね。若者向け住宅、Iターン、Uターンを今後まあ、Iターン、Uターンも含めて、町外、県外にもPRしていこうということですが、町内の別世帯で2名の保証人がいるというようなことで、町外や県外からIターン者、Uターン者が、ほんとに入りやすい住宅になっているのかどうかここが問題で、事務段階の問題かと思えますが、町長の思いが、そういう実際実行する職員に伝わってないんじゃないかというところを質問したのですが、もう一度答弁願います。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい。内容は、要項の件かなあとと思います。経過について、少し担当課のほうから、述べさせていただきたいと思います。

〔「休憩をお願いします。」という声あり〕

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 休憩をお願いします。

○議長（野口俊明君） はい。森田町長。

○町長（森田増範君） えっと、担当課のほうから述べさせていただきたいと思いますが、この保証人がなぜかということかなあとと思います。その点について、担当課のほうから述べさせていただきます。

○建設課長（池本義親君） 議長、建設課長。

○議長（野口俊明君） 池本建設課長。

○建設課長（池本義親君） 町営住宅の保証人のことであります。これはあの、この若者向け住宅に限らず、一般住宅につきましても、2人の保証人の方、できれば町内の方、町内でない場合には、町外の方といったことでお願いをしとります。と、申しますのは、現在滞納問題といった大きな問題も抱えておりまして、家賃の滞納がかなり出ております。その際、本人さんから、支払い、家賃の支払いが行われない場合につきましても、保証人さんのほうに請求させていただくといった滞納対策も考えております。また、あのご質問の町内、町外と申しますか、Iターン、Uターンの方へのPR、で保証人はどうかということではありますが、まあIターン、Uターン者につきましても、恐らく県内、町内の方だろうと思っております。で、あれば、近隣の親戚の方、そういった方に保証人になっていただくと。で、お願いできればなというふうに思っております。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） はい、あまり細かい事務的なことを、ここで追及するつもりはありませんが、そういったですね、ほんとにIターン、Uターン者を呼び込もうと思えば、障害になっているものを取り除くのが、まず先決だと思います。家賃の滞納の問題などがあるかと思いますが、敷金も3カ月分、入居時に徴収しているわけですし、それ以外にも、事前に審査を行って入居者を決めているわけです。そこまでの慎重さが必要なのかなと、いうところが疑問に思っているわけですが、まああの、町長のもうちょっと町長の考えを色々と聞いていきたいと思っておりますので、別の質問をしたいと思っております。

なんの事業もですねえ、絶対に失敗するなど、その8戸町営住宅建てたら、すぐに満室になるような、事業にしろというのは、ほぼ不可能かなと思います。絶対に建ててれば、全部満室になるというようなことだったら、民間がやると思えますし、しかしまあ失敗だと判断したら、8戸のうち4戸しかまだ入居がないというふう

に思った時にですね、若者向け住宅にこだわらなくても、方針変更、リカバーしてですね、その後その町営住宅の事業の結果を良くすることはできると思います。

例えば、この提案は、条例改正が必要になるかと思いますが、場合によっては、Iターン、Uターンの若者限定じゃなくて、定年退職された高齢者の方、そういった方の定住促進も兼ねていると、そういったようなことも、できるかと思いますが、どうでしょうか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 竹口議員さんのほうからの質問でございます。まず保証人の関係でございますけれども、わたしもやはり県内であれ、県外であれ入居していただく時、そしてそれ以降も、5年あるいは場合によっては8年、居続けていただける町営住宅でございますので、入っていただく上では、やはり保証人制度、これは必要であるというぐあいに認識をいたしておるところであります。

それから方針の変更は、現在で入居者が少ない、方針変更はどうかということのようでございますけれども、取り組みを進めていく中でも当初からも、また議員の皆さんの方からもご意見をいただきながら取り進めてこさせていただいた経過あると思っておりますけれど、特に中山地区の方での子どもの減少、そういった形の歯止め、なんとかできればなあ、あるいは増える方法はできないのかな、そういった捉え方の中で、まず中山地区にこうした若い方が入居されたら20年も30年もということではなくって、短い期間の中で次にこうまた変わっていただくような形の捉え方でのこういったリース方式への取り組みをさせていただいた経過があります。

また施設の広さからしますと、もう一棟あたりできるのかなというぐあいに思ったりはしておりますけれど、まずどういう需給状況といいますか、どういう反応があるのかな、たぶん大丈夫だろうけれども、でも建ててみなければ実際にどれだけの入居があったり反響があったりするのかなという思いの中で、まずこの二つの建物を建てさせていただいた経過があります。若い方が入っていただくということが大きなテーマでありますので、方針変更ということについて今の段階で検討する段階ではないと思っております。時間を少しかけながらも、やはり次にこの中山の方に入って、住んでいただいて次につながるような形での若い方々の入居、これを積極的にPRしていく、広報していくということが、今大切であろうと思っております。

いろいろな形の中でIターン、Uターンという話もありますけれど、就農、特に大山町で就農したいなという方も若い方の中でもあったりしておるようであります。特に空き家、あるいはそういったところに住居を求めるという場合もありますけれども、特にこの大山町でそういった思いのある方々がおられて、ここで農業を始めたいという方があるとするならば、こういった施設に入らせていただきながら、こう

いった住宅の方に入っただきながら、就農の活動をしていっただきということもあるのではないかなと思っております。

今は、そういう状況で3名ほどの部屋が空いているというところでありますけれども、これからも若い方が何とか中山のほうに住んでいただいて、次につながっていくという道筋を取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） ちょっとあまり意図が伝わっていないかなと思いますが、時間の制約もありますので、保証人がいないと言ってるんじゃないかと、2人も必要ないんじゃないかっていうような話で、保証人の方の収入も確認もしますし、Iターン、Uターンで入ってくるんなら、保証人一人でも、敷金とるんなら一人でも十分じゃないかなというように思いましたが、まあまだ始まったばかりの事業ですので、長い目で見ていきたいと思っております。時間の制約がありますので、次の質問に移りたいと思っております。

2つ目の質問、町長の交代で滞っている案件があるかどうかということについてです。

昨年の選挙で町長が代わってから1年以上が経過しました。町長就任以来、前町長の方針と異なる施策がいくつかありましたので、前町長の決定した施策、まあ継続か変更かをさまざま場で説明されてきたかと思っております。で、この1年間で、おおむね方針が出そろったように思えましたが、前町長時代の議会の会議録を読み返してみるとですね、現町政の方針がちょっと不明だなというような点がありましたので質問させていただきます。

具体的に気になった案件の1つとして、前教育長が平成18年の12月議会で、特別天然記念物のオオサンショウウオについて、「観察施設を設置できないか、文化庁や県教委と協議を重ねているところ。ある条件のもとで飼育が可能ならば、どこかに施設を設置して、子どもや町民に見てもらえるのではないかと考えている。」という主旨の答弁をしております。

そこで次の三項目の質問をしたいと思います。

まず一つ目、会議録を読みまして、事務局職員やいろいろな人に話を聞きますと、当時の教育委員会事務局では、具体的に進めようとしていた話に見えます。で、その後、具体的な話が出ていないように思いますが、現状と今後はどのようになっておりますでしょうか。

二つ目、町長や教育長の交代により、職員が進めてよいか迷うような事業、また、滞っている案件っていうのは、他にはないのでしょうか。

三つ目、特別天然記念物の動物が生息している町というのは、国内でも数少ない。現状では、実物のオオサンショウウオを見たことがない町内の子どもも多く、町の

シンボリック的存在や町民の誇りなどになるには至っていないと感じますが、観光や教育にとっては大山町オリジナリティを出せる1つの存在であると思います。どう考えておりますでしょうか。以上3項目、答弁願います。

○議長（野口俊明君） 町長、森田増範君。

○教育委員長（伊澤百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口俊明君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤百子君） おはようございます。よろしく申し上げます。

ただいまの町長交代で滞っている案件のうち「子どもや町民に見てもらえる特別天然記念物オオサンショウウオの施設を設置することの現状と今後は」という竹口議員さんのご質問にお答えいたします。

大山町に生息しているこの特別天然記念物オオサンショウウオという、その生態を観察するのは自然界で行うのが一番よいのですけれども、なかなか簡単にはできないということから、今議員さんご指摘のとおり、平成18年当時の議会におきまして、監督官庁の許可を得て観察施設を設置できないか、文化庁や県の文化課と協議をしているところであるとお答えしております。

併せまして、飼育が可能ということになれば施設を設置して大山町の天然記念物を子どもたちや町民の皆さんに身近に見ていただきたいという希望も述べております。それ以降、具体的な話が出ていないということに対して少しご説明をさせていただきます。

当時の思いといたしましては、名和小学校新校舎建設時のビオトープ構想の中での位置づけを検討しておりまして、国・県との調整によってある程度の手応えを持っていたわけですが、現実的な課題がいくつか持ち上がりました。

まず、水の問題です。水質は自然流水または井戸水によることとし、水道水ではいけないという指導がありました。またさらに、ため池ではなく、常にきれいな水の流れがあるということも求められました。

次に、保護上の問題で、オオサンショウウオそのものの盗難からの保護や安全対策。確実な監視・管理体制、ひいては人的配置が求められました。

そしてこれらを網羅した上での今度は経費の問題です。で、結局、学校建設に併せては難しいということで、そのときは実現困難ということになりました。

その後、町内での何度かのオオサンショウウオが発見され、そして放流されるということがありましたが、ケーブルテレビでご覧になった方もあったと思いますけれども、その折に、小学校等で直接観察してもらおう機会を設けることや、オオサンショウウオを実際に現地で観察する自然観察会を催すなどの取り組みを行ってまいりました。

また、オオサンショウウオの研究や保護活用に努力されている全国組織「オオサンショウウオの会」というのがありますが、その年一回の大会に事務局の担当者が

参加して最先端の情報を得るとともに、河川管理の面で、頻繁に保護活動に携わっていらっしゃる県土整備局等に、その管理地への具体的な施設設置についての協議を図ったりもしてきたところです。

そして本年も、県の森林環境保全税活用事業をNPO法人の大山王国と協同で実施予定でございますが、その一環として、オオサンショウウオのガイドブックを専門の先生方にお世話になって作成をするるとともに、さらに充実した現地観察会というのを実施する予定でございます。

今後の方向性ですが、さまざまな工夫をしながら、子どもたちに特別天然記念物であるオオサンショウウオの生態を紹介したり、直に見てもらふ機会を設定しながら、郷土の財産として大切にしていこう取り組んでいくことがまず必要ではないだろうかというふうに考えております。

ただ、施設を作るということになると、相手が特別天然記念物ですので、半永久に施設を維持管理していくことになると、これにつきましては慎重に進めていく必要があるかなというふうに考えております。

自然流水を確保して、管理者を確保して、オオサンショウウオにとっても観察者にとっても確実な安全対策を施した施設建設となると、なかなかそういった施設の建設は難しいと考えております。以上でございます。

そういったしましたら、町長さんの前ですけれども、先に先ほど質問いただきました2番目と3番目も合わせてご返答いたします。

まず、2番目の町長や教育長の交代により、職員が進めて良いか迷うような事業、また、滞っている案件は他にはないのかというご質問に対しては、教育委員会はご存じのように首長から独立した行政委員会です。また教育行政の基本方針というものも、委員全員による合議制で決定して推し進めていきますので、首長や教育長の交代により、それを理由に何か方針が大きく変わる、また滞るといふようなことはないものというふうに思っております。竹口議員さんのほうでご心配いただいております案件等がもしございましたらご指摘いただければというふうに思います。

3番目の観光や教育にとってはオリジナリティを出せる一つの存在であるかどうか、オオサンショウウオがそういう存在であるかどうかという質問でございました。

特別天然記念物のオオサンショウウオは、岐阜県より西の地域で生息しております。鳥取県内では倉吉市より西に分布が集中しております。大山の北の山麓から南西の山麓では各河川で生息が知られておりまして、大山町をはじめ、日野・日南・江府・伯耆・南部・米子市で生息が確認されています。

オオサンショウウオは河川における自然界の階層の頂点に位置する生物でありまして、生息しているということはその河川の実然環境の豊かさを示すバロメーターであり、ひいては町の自然環境の豊かさを示すシンボリック存在ではないかと思っております。

教育委員会といたしましては、河川の開発行為からオオサンショウウオやその生息の環境を保護する取り組みを核に、これまでどおり、機会あるごとに保護そして啓発に努めていきたいと考えております。

また、先ほど申し上げましたとおり、発見されたオオサンショウウオを放流地確保までの間には、できるだけ多くの小学校の子どもたちに観察してもらおうとか、自然観察会、町民の皆さんに向けての自然観察会を企画するなど、こうした機会を活かしながら、まずふるさとの貴重な財産として大山町の子どもたちにも町民の皆様にも、広く認識していただけるよう今後も努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 竹口議員さんの方から私のほうに質問がございました2つ目と3つ目の件につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

町長や教育長の交代によって職員が進めていく中で迷うような事業、滞っている事業、ないかという質問についてでございます。

町長交代以降大きな方向転換を行ってきた事業、そういった事柄につきましては、その都度職員の方には資料や情報の提示、あるいは現状の把握等について、総合的な見地から判断ができるよう指示をし、取り組み進めているところでございます。

町長就任後、職員とも特に意見交換を持ちコミュニケーションを図りながら行っているところでございまして、特に緊急を要するものについてご質問の様なものは無いとわたしは思っております。

また、熟慮しながら、検討すべき案件、そういった事柄については、担当職員と十分に調査や研究をしながら、事業内容等についてお互いに共有し、課題解決に向けて取り組んでいきたいという具合に考えているところでございます。

そして3つ目の、オオサンショウウオを観光面でどう考えるかについてでございます。

オオサンショウウオに限らず野生生物の保護活動と観光振興、この並立については克服をしていかなければならない課題があるというぐあいに認識しておりまして、観光利用面につきましては、私は慎重に検討していくべきであるというぐあいに考えておるところでございます。以上で終わります。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） わたしは過去4年間の事実関係がですね、情報源が会議録中心になってしまいまして、お気づきの点があればということでしたが、特に気になる点はないので、直接行政側に滞ってる案件があるのかどうかということを知りたいところでございます。

時間もありませんので、一つだけ追及質問したいと思います。

わたしもですね、光徳小学校出身でありまして、光徳小学校の何年生だったか忘れましたが、ある時に田んぼで近所のおじさんがオオサンショウウオがいたということで、放流するまでの間、小学校で観察したというような経験がありまして、その時に、これが天然記念物なんだというふうに認識したわけですが、もしその事実がなければ、今もそこまで実感が無いのかなと思ったりもしております。

それでまあ、隣の島根県ではですね、瑞穂で、今でいう邑南町ですかね、「瑞穂はんざけ自然館」というオオサンショウウオの自然観察施設がありまして、これは町長への質問になるかと思いますが、同じ資源、同じ観光資源で他の市町村と勝負する際にですね、やっぱりこの瑞穂のはんざけ自然館というのは2000年4月にオープンということですが、こういった同じ資源で勝負するにあたって、その他町に遅れをとるのは、凄く致命的なんじゃないのかなと、今から作っても後追いになってそんなに目立ったことにならないのではないのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 竹口議員さんの方からサンショウウオの件について、他町の方でそういった施設があるということについての、他町についての遅れをとるのではというご質問かなというぐあいになっておりますけども、先ほど教育委員会の方からも述べましたように、現在ある状況、これをしっかりと維持管理をしながら、地元の子どもたち、あるいはそういった貴重な資源を守り育てていくということがわたしは大切でないかなと思っておるところでありまして、そういった大きな施設を作るということについては、全く考えたりしているところではありません。今そういった話をいただいて全く空白状態でありますので、検討もしたことがありません。そういうところであります。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） 次の質問も多くの議論の展開が必要かと思しますので、次の質問に移りたいと思います。

3つ目になりました。子どもの髄膜炎予防ということで質問させていただきたいと思っております。

今年の2月、子どもの髄膜炎を予防する「小児用肺炎球菌ワクチン」が発売された。また、2008年12月には、同じく髄膜炎を予防する「ヒブワクチン」が発売されております。国内では、毎年約1,000人の子どもの髄膜炎にかかりまして、50人前後は死亡し、100人から200人は発達障害などの重い後遺症が残っているとみられております。

大山町におきましても、先日の補正予算で、小児用ヒブワクチンのみの接種費用の助成が決定しております。その助成額は1回あたり3,000円で、接種にかかる費用は1回あたり7,000円～8,000円ぐらい。そのときの説明では、保健課長の説明では、6,000円から8,000円ということでしたけれど、まあだいたいそれぐらいということになっております。小さい子どもほど効果的だとされておりますヒブワクチンは、生後7カ月未満に接種を開始しますと、合計で4回の接種が必要となります。これは助成を受けても全部で2万円程度の費用がかかることもあります。

そこで次の2項目を質問したいと思います。

まず一つ目、1回あたり3,000円の助成とした根拠は、補正予算の質疑で保健課長に聞いたとおりです。これは、他の市町村の現状をみて、特に説明の中では伯耆町が今年度から接種費用の半額助成を行うということが、基準になっておりまして、非常に消極的な施策に感じました。この助成を決めるに至った行政運営における町長の理念はどのようなものか。お答えください。

それから二つ目、小児用肺炎球菌ワクチンは国内で販売されてからまだ4カ月ほどですが、海外では10年前から接種が始まっているワクチンです。

髄膜炎の発症は60%がヒブ、30%は肺炎球菌が原因となっております。この度は、小児用肺炎球菌ワクチンの助成が含まれておりません。なぜ、小児用肺炎球菌ワクチンを助成の対象に含めなかったのか。以上2項目答弁願います。

○議長（野口俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 竹口議員さんの3つ目の質問であります。子どもの髄膜炎予防についてでございます。

一つ目のヒブワクチンの助成を行うこととした、私の行政運営理念についての質問ということについてでございます。

まず冒頭に申し上げますけれども、非常に消極的な施策でないかというご質問でございましたけれど、私は全くそのように思っておりません。そのことを一言先に述べさせていただきたいと思っております。

ヒブワクチンの助成を行うこととした私の思いについてでございますが、鳥取県内19市町村の内、このワクチンに助成している自治体は、本町を除くと1市3町でございます。全国的にも、任意の予防接種に対して公費助成を行っている自治体は少ないと把握いたしております。

この度のヒブワクチン助成は、子育て支援対策の一環でありまして、私の思いであります元気あるいは安心、そういったまちづくりに添うものでございます。

二つ目の小児用肺炎球菌ワクチンを助成対象にしなかった理由についてでございます。

小児用の肺炎球菌ワクチンは、厚生労働省の認可によりまして、今年2月に接種

が可能となったところでございます。接種開始からまだ4カ月と日が浅く、ワクチンの供給量、接種の効果・副作用、そういった事柄の情報が少ない現状であります。このようなことから、全国でも助成対象としております自治体、4月の時点でございますけれども、2市町しかございません。

しかし、小児用肺炎球菌ワクチンもヒブワクチンと同様に、最大で4回の接種が必要となり、接種の料金は、ヒブワクチンよりも高く設定されておまして、希望者の負担感は大きいものと思っております。

本町といたしましても、今後、ワクチンの効果、あるいは副作用、副反応、そういった事柄の状況や、国の動き、県の動き、住民の方々のニーズ等、把握をしながら、そういったことに努めながら、住民の皆さんの視点であるいは現場の視点で総合的に判断をしていきたいと考えております。以上で終わります。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） 追及質問の中でまあワクチンの説明を細かくしようと思ってましたが、ちょっと置いときまして、今答弁いただいた中でですね、まあ議員の皆さんも聞いていただいたとおり、なんか判断基準がですね、「全国的にも」とか「全国でも」、また「県内の動きを」、このような凄く主体性がない話が多かったように思います。まあ肺炎球菌ワクチンに関しては、全国でも助成対象としている自治体は4月時点で2市町しかありません。これちょっと北海道のどこかと、もう1個だったかと思いますが、町長、これ副作用の情報、それから接種効果ワクチン供給量、そういった情報が少ないから、状況を見ているというような答弁でしたが、なぜこの全国で2市町ですね、一つの市と一つの町ですか、は助成をしたと思いますか。答弁願います。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 何故かということについては、それぞれが判断されたということだろうと思っております。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） その判断がどういったものだと推測されますか、町長。答弁願います。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 推測とおっしゃいましてなかなか言葉がありません。どういう意味合いかなというぐあいに思いますけれども。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） はい、推測しにくいということで、わたしが勝手に推測をしますと、その2市町というのは、おそらく子育て支援を充実させていこうという市、そういう町なのではないかとわたしは思っています。まあ予算、これは限りがありますので、何に使うかというのは、それぞれの自治体で変わってくるものだと思います。農産品の話で大山ブランドということ町長はよく話をされますけれど、子育てしやすい町というソフトの面、この充実が、まあ自治体のブランドになるんじゃないか。大山ブランドになるんじゃないかなというふうにわたしは思っています。先ほどの大森議員の一般質問の中でも、町長答弁でありましたけれども、鳥取県でも平井知事が子どもの医療費助成制度を全国トップレベルに引き上げたいと、これは医療費の話ですけれども、いう方針を示しております。やっぱり全国トップレベルの鳥取県の子どもの医療助成制度をやっていく中で、その中でも大山町はさらにトップレベルの助成をしますよというようなことになれば、やっぱり全国でも注目されると思います。

このたびの肺炎球菌ワクチンの、おそらく北海道の町が一番だったかと思いますが、その町が助成を開始した時というのは、話題になりました。新聞にも載っていたかと思いますが、ま、こういうですね、助成制度、先ほどのまた大森議員の話を出しますけれども、医療費の助成、窓口負担分を無くすとか、まあワクチンの全額助成する先進地だというような自治体のブランドを作っていけばですね、全国から注目されて、最初の質問ではないですけども、若者の定住にもつながってくるんじゃないか、そういったところを含めての施策だというふうに思っておりますが、町長に、選挙公報のとき、2番目でしたかね、子育てしやすい町を目指しますというふうにうたっておられましたけれど、町長にその子育てしやすい町を目指す考えは今も熱い思いとしてあるのかどうか、答弁願います。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） いろいろ話の中であります、熱い思いがあるかどうかということでもありますけれども、熱い思いがあるので、いろいろな施策を講じてきておるところであります。

子育て支援ということにつきましては、たくさんの視点がございます。制度ということもありますし、わが町では、合併をいたしましてから幼児教育課という課を設置をして、保育所あるいは学校教育、そういった連携を持つ仕組み取り組み、あるいは保育所、今施設の充実をという形の中で取り組みを進めておったりしております。あるいは先ほど話がございました医療費の制度であったりとか、このヒブワクチンの問題だったりとか、いろいろな子育て支援についての施策はございます。進んでいるところも先ほどこの小児用の肺炎球菌ワクチン制度が2つでしょうか、あるということであるかもしれませんが、その町がトータルとしてどのような施

策をしているのか、それは分かりません。それぞれの町の中で重点をおきながら子育て支援、策を講じていくと、限られた財源の中で工夫をしながら取り組みしていくということでもあります。当然その効果を見るために、周辺で取り組みが進めております効果のあるものについては、やはり遅れをとることなく、すべきであろうと思いますし、本当にこれが大丈夫なのかな、そういうものについてはやはり慎重に屈すべきであると思っています。議員の皆さんの方からも大切な税金をというご指摘があります。いろいろな思いが議員の皆さんの方にもあろうと思いますけれども、そこはそれぞれいろいろなことを検討する中で一つひとつを取り組みをするもの、あるいは時間をかけるもの、あるいはできないもの、そこは精査をしながら判断をしながら進めていかなければならないと思っています。そういう意味合いで子育て支援ということについては、大山町も大きな力を入れながらその取り組みをしているということも述べさせていただきまして、答えに代えさせていただきたいと思っています。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） 今、聞いておられる方の中には助成なんかなくても子ども手当が月に1万3,000円出てるじゃないか、それを使って接種したらいいんじゃないの、というふうに思っておられる方っていうの、あるかと思いますが、この子ども手当の使い道っていうのは本当に保護者しだい、子どもが受けたいからって言って受けれるようなワクチン、予防接種ではないんですね。で、子どもに選択肢がない。だからこそ自治体で手厚く助成する必要があると思います。

で、本来はですね、国や県が率先してやるべきことだと思います。で、これはわたしの勝手な推測ですが、どうも日本人気質のような感じで慎重すぎると思うんですよね。で、世界でも副作用が少ない、何千万人という子どもに打たれて、重度な後遺症が残るといような事例がないようなワクチンで、そのリスクを考え、責任の追及を恐れてですね、なんかよりリスクが少ない選択が出来ていないんじゃないかなというふうに思います。髄膜炎で死亡したり後遺症が残るリスクと副作用が出るリスク、これどちらが大きいですかっていうのも一目瞭然で、悩むところじゃないというふうに思いますが、どうでしょうか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） いろいろな案件の中で。先ほど竹口議員さんの方からも事例を述べながら、話がありましたけれども、慎重に判断すべきことと即断すべきことがあります。

案件によってそのことを自分自身も常に緊張感をもって判断をしていかなければならないと思っていますので、先ほどご提案いただいておりますワクチンの件につい

ては、やはりもう少し慎重を期しながら、検討していかなければならないと考えておるところとでありますので、答えになるかどうかと思えますけれどもよろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） 慎重を期すということでしたけれど、どこに他にリスクがあるのか、わたしにはあまり見当たらないわけですが、財源の問題もあるかと思えます、接種に対して。しかしながら、来年度、鳥取県医療費助成中学生以下まで、拡大するというので、今、大山町独自に行っております小学生、中学生への医療費助成の制度、平成21年度見込みで約600万ぐらい大山町支出しているということで、来年度からもし県の施策が始まれば、県が半分負担ということで300万ぐらいは、子どもの医療費に対する予算が浮いてくるわけです。そういった事を充てていけば財源の問題はないのかなというふうに思っております。

もう最後の質問になるかと思えますが、ま、その将来的にはですね、国や県もいずれば、公費助成していくんではないかと思っております。WHOも推奨しているようなワクチンでありますので、国も動くのではないかなというふうに思っておりますが、やっぱり国や県となりますと市町村に比べまして組織が大きいので動き遅くなるのは当然であって、その遅い動きに対応して、細やかに対応していくのが最小の自治体の役割だというふうに思っておりますが、町長の認識を最後伺いたいと思えます。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 議員さんの方からはいろいろと気いせられることが多いというぐあいに認識をさせていただいてるところですけれども、やはりこういった医療費関係、制度として取り組むということになりますと、これは継続性があります。ひとつの事業、計画して、今年一年その事業に充てるという制度では、あるいは事業、補助事業ではないと思っております。特に医療費関係、あるいは福祉関係は継続するものであります。当然財源が続いて必要になっていく問題であります。いろいろなそういったこと含めながら検討する中で、また執行部のほうから提案させていただくものについては、当然議会の皆さんの方から、本当にそれでいいのかという、厳しいご指摘を受けたり、あるいは応援していただいたりということであろうと思っております。さまざまご提案は、参考意見として賜りながら今後のいろいろな施策の検討の中に、あるいは参考意見として留めさせていただきたいと思えますのでよろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

○議長（野口俊明君） 時間になりました。

○議員（1番 竹口大紀君） 以上で終わります。

○議長（野口俊明君） これで竹口大紀君の一般質問を終わります。

----- . -----
○議長（野口俊明君） 次に10番 岩井美保子君の一般質問ですが、昼にかかりますが継続して終わるまでやりたいと思いますので、議員の皆さん、そして執行部の皆さんご協力よろしくお願ひします。10番 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） 始めにお断りをいたします。声帯を痛めておりまして、非常に声が届きにくいことがあるかも知れませんが、よろしくお願ひします。

町民の思いが町長にしっかりと届いているかということについて質問させていただきます。

町長になられましてから1年経過をいたしておりますが、町政を担当される以前のお考えと現在との差はありませんでしょうか。

1.1年間を振り返っての感想を伺います。2.職員との連携はきちっと出来ておりますでしょうか。3.課長の権限と、また責任についてはどのようになっておりますのか、3点について質問をいたします。よろしくお願ひします。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 岩井議員さんのほうから、3つの質問をいただいておりますので、3つ合わせてということでございますので、少し長くなりかもしれませんが、ご容赦願ひたいと思います。

まず一年を振り返っての感想はということについての質問についてでございます。お答えさせていただきたいと思ひます。

まず一年を振り返ってみまして、本当にあっという間の一年であったという思いと、そして一日一日が非常に緊張感のある、そして重い日々であったということを感じておるところでございます。

昨年の4月下旬に、町長の職に就かせていただき、新しい大山町発足以来、取り組まれてきておりますいろいろな事業の継続やあるいは課題、緊急的なことやあるいは突発的な出来事等、全てが町民の皆さまに直結することがありまして、担当者等と意見を交換し、精査をし熟慮しながら判断を下し、町政のカジ取りを進めてまいったところでございます。

特に国の経済対策交付金事業約4億6,000万円の事業では、特に早い時期への町民の皆さまへの経済的な波及、そういった効果を考えて、6月の定例議会のほうに予算を提案させていただき、議会の皆さんの方からも議決をいただき、早い時期にその取り組みができました。32の事業であったと思ひますが、これが推進し、取り組めたということがまず本当にありがたく思っておりますし、この厳しい時代の中で非常に良かったなと思ひています。

また職員の現場の状況把握のために、各課の意見交換会、あるいはできる限りの

各種団体の会合の出席等、できる限りの現状の把握に努めてまいったところでございます。

役場の業務は、本当に「ゆりかごから墓場まで」という人が営む上で関わる様々な業務が職員を介して行われておりまして、その仕事の多さとそして深さを感じているところでございます。

また、そうした中で起きたごみ袋の販売代金紛失事件等、これは管理体制や、職員間の連携、あるいは意識の温度差に起因するものとわたしは考えております。職員は町民の奉仕者であるということを改めて自覚して職員間の連携と互いに高い意識を持ってこれからの大山町、わたしが目指します「元気で、安心・安全・そして安定」そうした町であるよう、さまざまな課題に向け、一つ一つ着実に、確実に取り組むこと、その上での能動的な、積極的な姿勢の重要性を感じているところであります。

2つ目に、職員との連携についてでございます。

行政執行を行ううえで職員との連携は非常に重要なことであると認識をいたしております。

先ほどもふれましたけれども、月例、毎月あります管理職会はもとより、各課との職員との意見交換会、あるいは課長や課長補佐級との意見交換会、そして日常的なさまざまなテーマに対する意見交換あるいは判断、そういったところを行っているところであります。

そういった中で事業への取り組み方や、抱える課題を共有して現在も連携を深めながらその取り組みを進めているところでございますけれども、今後も職員とのコミュニケーションを図りながら、取り組みを進めてまいりたい、問題の課題解決に向けて取り組みを進めてまいりたいというぐあいに思っております。

3つ目に、課長の権限、また責任はどのようになっているのかということについてでございます。

課長には「大山町事務決裁規則」により、事務処理に関して意思決定の決裁事項が細やかに定められております。

この規則は、町長の権限に属する事務を能率的に処理するため定められたものでございまして、通常的事務処理はこの規則によって行っております。

しかしこれは、課長に権限を移譲するというものではありませんで、事務処理に関して速やかに意思決定させることを目的としているものだと認識をいたしておりますので、行政執行をしていくうえで、課長の権限、それはないものというぐあいに考えています。

また、課長の責任につきましては管理監督者として指導監督に適正を欠いた場合、監督責任を問われるものと考えておるところでございます。以上であります。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長。

○議長（野口俊明君） 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） ただいまご答弁をいただきました。今回から一問一答式にということに変わってきましたので、今ご答弁いただいた中からずーと順をおって、また町長に再質問させていただきます。

突発的な出来事などというのは、昨日からも一般質問の中に出てきておりますごみ袋の問題や、山香荘の問題であったのではないかと考えております。そういう突発的なことが起きるといふことに対して、わたしの考え方なんですが、全職員が結局、確認という仕事といいますかその作業といいますか、それを怠っているからこのような問題が突発的に出てくるのではないかと思います。わたしも直接このような確認の出来ていない事案を経験いたしましたので、一つ町長に申し上げたいと思います。

それは一本の電話からでございました。うちの土地に、カラスの捕獲器が置いてあって、うちは何も許可したことがないと。ですのに、そのようなことがあっていいのでしょうかと、いう電話が入りました。わたしは農業委員も兼ねておりますので、ああ、これは農業委員会に届けなきゃいけないのかなと思ったのですが、担当者に聞いてみたほうが早いんじゃないかと思ひまして、その方に担当課を説明いたしました。で、その方は担当課の方に、わたしが1回担当の方にお知らせして、すぐ行っていただくようにしました。そうしましたら、やはりその通りであるということだったんですね。

そういう捕獲器を人の土地に置くというようなことは、もう基本的に確認ができていない。だからそういうことが起きるんですよね。人の土地に許可もなく置くということは大変なことです。それで、この事案はですね、一般会計の中で出ておりました、補正予算の中に今回のあがっております、公有財産購入費として6万5,000円上がっております。幸いにも少しの土地、それから単価も本当に安い単価で、わたしは確認をさせていただきました。この方のところに行きまして、ちょっと一般質問にも触れさせていただきましたという許可も得ました。この問題は、担当の方が、確認をしなかったのか、または、捕獲器を委託された方が、確認をしなかったのか、それはわたしには分かっておりませんが、いずれにしても人の土地に無断でそういうものを置いたという、そうしましたら、理解ある方でございますが、その方は町にでも土地は寄付するということを言われたそうでございますが、担当課としては「そういうわけにはなりません」ということでこのたびの補正で上がってきております。これはもう承認しておりますから、金額に関して何も言うことはございませんが、やはり全職員が、確認ということをやっているからこのようなことになるのではないかと。とにかくまず確認、行政大変ですけれど、昨日の同僚議員の一般質問の中にも、町長の答弁で課長の確認事業もたくさんできたと。合併したために仕事量もたくさんあるんだということをおっしゃいましたですけれども、

やはりまず確認、全職員が確認していただかないといろいろな場面でこのようなことに、社会問題に発展するということをわたしは思っております。

で、先ほどご答弁いただきました中でですね、いろいろ町長の感想も述べていただきましたし、能動的な姿勢の重要性を感じているということでございますので、そのようなことを徹底していただいたり、それから職員との連携は意見交換を行いということでございます。ですけれども、わたしの思いといたしましては、本当に末端まできちっと町長さんの思いが伝わっているのかな、職員さんにつながる場面も見受けられます。そういう事業の中での取り組み方、抱える課題を共有しながら連携を高めているところだと思いますということでございます。ですから安心していてもいいのでしょうかと言いたいんですけれども、そのような事案も発生しております。

それから、この確認という事項でもう一つ申し上げたいことがあります。それは、わたし指定管理に出されました時に、名和の総合運動施設には、加工所がございませので、慎重にさせていただかなければいけませんということを申し上げておきました。その今指定管理をしておられます方ですね、加工所の中の使用をですね、みくりや市が豆腐を今、ただいま販売しております。そのみくりや市が営業許可もっておりますし、本人たちもその衛生講習を受けたりしてちゃんとした手続きを踏んでおりますが、そのみくりや市が使う日にですね、もう一組を受け入れられるという指定管理のやり方なんです。今までの指定管理の方はそういうことは絶対ございませんで、一つのところが受けたら、売り物ですから、部外者が入ったら絶対いけませんので、そういうことはきちっとしておりました。山香荘の問題にいたしましても同じことだと思います。本当に確認ということをきちっとしてないからこのようなことになるのだと思ひまして、ただいまはみくりや市でどういうこともございませんで、食中毒が出たとかそういうことはございませんで、ひとつの加工所で二組も三組もいくら広いからといって使用することは保健所では許可はできないと思っております。

そのような確認事項が、ずるずるとやっているということに対して、わたしは本当にそういう思いがしてなりません。以後も発生してもおかしくないという気がしておりますので、町長の見解を求めます。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 岩井議員さんの方から確認ということのテーマとそれから指定管理の関係の加工所の関係の2つのお話かなという具合に伺っております。

おっしゃいますように、確認ということがわたしも一番大切なことであると思っておりますし、昨日の西尾議員さんのほうの質問の中でも、先ほど述べられました件について、るる述べさせていただいたところでございます。

まず、基本的に自分たちのところからということで、自分の免許証の確認作業か

ら、あるいは公務員として、やるべき基本的なことを着実にやるということの確認、あるいはこれまでこれだったからということでの前例に対して、本当にそうだろうかということについての法令根拠をもとにした見直し、あるいは決定権、そういったことも進めております。また副町長の方からも話がございましたように、全職員を対象にしながらの行動規範、これを確認する意味あいでの研修会や、接遇の研修、さまざまなことを、こういう重なってきた時であるからこそやり始める、今しかないという思いで、一つひとつを着実にやるということを基本に進めているところであります。

先ほど話がございましたように、職員230名ほどおります。末端までわたしの思いが届いているのかというご不安、ご質問でございませけれども、わたしは隅から隅まで直接職員と出会う機会がなかなかありません。この思いをきちっと伝えるのは、私は管理職であるというぐあいに思っております。

先ほど非常に合併をして仕事が増えた、管理職は大変だということ、昨日も西尾議員さんの方から、とてもなりてがないのではないかという冗談も含めたお話がございましたけれども、管理職の仕事は本当に重いですし、増えております。でもプロでありますから、その職を、おる以上、それをやり遂げるのが、わたしは仕事だと思っております。どうしてもそれで勤めれないならば、自分ではできませんということをおたしに書き物として持ってくるのが、あるいはそういったことをわたしがまた判断するのが、大切なのかなと思っておりますけれども、そういう思いで今おるところであります。

さまざまな問題点を抱えながら、あるいはこれを一つの大きな区切りとして、職員一人ひとりが合併の、旧3町のそれぞれの経過があるわけですけれども、それをもう一度、流れは流れとして、あるいは特長は特長として抱えて、プロとしての意識をもってやり始めるのがこの大切な機会じゃないかと思っておりますので、またいろいろな形でのご指導賜りたいと思っております。

それから指定管理に関します加工所の関係でございませ。加工の段階での取り組みということでもありますので、担当課の方からもし把握していれば話を、説明をさせていただきたいと思ひますが、特に保健所ということをおっしゃいましたので、そういったところの絡みがあるとするならば、これはしっかりと調査をし研究して検討しなければならぬ、判断をしなければならぬというぐあいに思ひます。この件について担当課の方から述べさせていただきたいと思ひます。

○教育委員長（伊澤百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤百子君） ただいまの質問につきましては、担当課長の方より返答させていただきます。

○社会教育課長（手島千津夫君） 議長。社会教育課長。

○議長（野口俊明君） 手島社会教育課長。

○社会教育課長（手島千津夫君） 失礼いたします。先ほど名和のトレーニングセンターにあります施設等の利用につきましてご請求いただきました。皆さま方、ご存じのとおりに昨年度まで担当しておりました、指定管理に出しておりましたTKSSさんの方からこのたび株式会社かいけさんの方へ指定管理が移りました。その時点で引継ぎ等について、やはり若干の滞りがあったのではないかとということも確認はしております。

そのことも含めまして何が適切かということも確認、先ほどいただいた言葉どおり確認いたしまして適切な処理ができたらと思っておりますが、今の件につきまして、詳細を全然自分が知らずにおりました。本当に申し訳ないことで今はお言葉が出されないで申し訳ないんですけども、確認させていただいたうえで、また改めて具体的な返答ができたらと思っております。申し訳ございません。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長。

○議長（野口俊明君） 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） ただいまこれから気をつけますということで、調べてもみませんということでございました。これは早急にしていたただかなければいけない問題だと思っております。

それから公有財産の購入の件についてですが、もう通っていることですので、あれですけども、確認いたしまして6万5,000円の土地ですね。もしこれが最初からこの場所でなければいけなかったということなら、最初からここを購入しておけばよかったんじゃないかなと思うんですが、場所をおき違えてここに置いたという観点ということでありますれば、担当者が置かれたのか、委託者でしたのでしょうか。ちょっとこれね、買わなくてもいい土地だったんじゃないかと思うからそう質問するんです。本当にきちんとしたあれがないのに買ったということになっておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） この件につきましても担当課の方から、私の方に報告を受けております。まあかなり前、数年前からの案件であったようでございまして、それがごく最近になってから気がついたということであったようであります。担当課の方から詳しく少し詳しく述べさせていただきます。

○建設課長（池本義親君） 議長。

○議長（野口俊明君） 池本建設課長。

○建設課長（池本義親君） 先ほどの岩井議員さんのご質問のカラス檻の件であります。21年度までわたしが農林水産課の課長をしておりましたので、前年度21年度に処理した事項でありますので、わたしの方から説明させていただきます。

この件につきましては、平成19年にカラス檻を設置したものであります。

の際、地図の公図を確認した際に、現地の境界がもうはっきりしていないといったこともありまして、隣の土地の方に現地に立会いをしていただいて、了解を得て設置をしたもんであります。

ところが、その本人さんの土地とだと思って了解を得て置いたわけなんです、後日隣の土地の方から「うちの土地だ」といったクレームが入りました。それも岩井議員さんからも入ってきたわけなんです、で、再度現地の方を調査いたしまして、境界をはっきりさせましたところ、隣の土地に設置をしてあったということでありました。で、わたしもこの報告を受けまして、すぐさま本人さんのところに伺いまして、お断りを申し上げ、了解をいただいたとおりであります。

で、特にそのカラス檻を永久的にコンクリート構造物等で設置をするといったものではありませんが、施設そのものでありますので、当然土地としては賠償させていただくといったのが筋だということで、本人さん、まあ先ほどおっしゃったように寄付でもということをおっしゃっていただきましたけども、そういった施設でありますので当然土地は買収させていただきますということで本人さんのご了解を得たところでもあります。

したがいまして確認といったことをご指摘であります。確かにきちんとした測量をして、境界をはっきりして、それから設置するといったことが正しいことではありますが、その境界確認を費用も掛かるということで大まかな検討で現地を確認したといったことも誤りでございましたので、訂正して、本人さんにはお詫びに行ったところでもあります。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 申し訳ありません。1点だけ。先ほど岩井議員さんの方から職員の方へのわたしの思いが通じているのかということについて、管理職の方の非常に思いという話もさせていただいたところでもございますけども、事件があったりする中でわたしの思いをその都度、朝礼、全職員を集めて朝礼をし訓示をしたりしておるということも合わせて述べさせていただきたいと思っております。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長。

○議長（野口俊明君） 岩井美保子君

○議員（10番 岩井美保子君） はい、大変時間もせっておりますが昼も過ぎましたので、本当に町行政において、確認ということをきちっと守っていただけたなら大変いいぐあいに行くんじゃないかとわたしの思いもしております。町長にこれ以上質問をするということはあれですけれども、もう一度、確認という言葉で町長どのように思っておられますか。はっきりとお聞かせください。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 公務員として法を守る、そして法を町民の皆さん方のほうにお示しをする、あるいは相談にのっていくという立場にあるものでありますので、

確認ということが非常に基本であるということでもあります。

○議員（10番 岩井美保子君） 終わります。

○議長（野口俊明君） これで岩井美保子君の一般質問は終わりました。

散会報告

○議長（野口俊明君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。次会は、25日金曜日に会議を開きますので、定刻までに集合してください。ご苦労さんでした。

午後0時8分 散会

